平成２７年（フ）第５１５号
東京都町田市小山町4010番地１グリーンヒル203
破産者　中村　　淳
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
愛知県一宮市大和町氏永字仲林140番地の１
破産者　株式会社禄福
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４９号
大津市比叡平１丁目43番11号
破産者　株式会社美山総合設備
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８１号
滋賀県湖南市石部北３丁目１番23号
破産者　株式会社ナイガイ
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４９号
兵庫県尼崎市常吉２丁目12番１号
破産者　株式会社ワイズ
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４号
徳島県三好郡東みよし町西庄字岩神12番地
破産者　近藤被服有限会社
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第３０７号
香川県高松市太田上町350番地２
破産者　津家　宏起
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９４号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町615番地の２
破産者　株式会社久米産業
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７８６号
埼玉県戸田市美女木６丁目15番地の23
破産者　依田　将孝
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７７８号
大阪府高槻市川添１丁目９番32号
破産者　山本　祐子
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７号
北九州市八幡西区京良城町10番36―503号
破産者　藤重　直美
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９９号
北九州市小倉南区徳力団地63番301号、開始決定時の住所北九州市小倉南区城野４丁目３番８―408号
破産者　楠　　徳男
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８７号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目13番46号（103）
破産者　甲斐　章治
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１５号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１　立岩市営住宅213、前住所佐賀県伊万里市立花町1462番地６
破産者　水田　貴子
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４７号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目７番11―１号　コーポ弥生103号
破産者　上ノ堀夏貴
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目６番県２―302号（旧住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目１番10号）
破産者　前川三十七
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
鹿児島県志布志市志布志町帖6311番地６
破産者　島　　龍実
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
青森県五所川原市字蘇鉄46番地12
破産者　三浦つきみ
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
岩手県宮古市太田２丁目２番40号
破産者　川目　宇之
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第６８号
群馬県館林市南美園町13番地の５
破産者　横溝　**吉**生
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部